


みなさんの疑問にお答えします！

社会保険労務士法人やさか事務所
代表社員 池上 貴子

- 
- 1 改正育児・介護休業法**
 - 2 知っておきたい時間管理の基本**
 - 3 有休休暇**
 - 4 その他**

妊娠・出産・育児 知っておくべきポイント I

- ① 妊婦さんに配慮することは？
- ② 産前産後休業は誰でもとれる？
- ③ 育児休業は誰でもとれる？
- ④ 子育て中に配慮することは？
- ⑤ その他

妊娠・出産・育児 知っておくべきポイント Ⅱ

- ① 産前産後休業中の給付金は？
- ② 出産に対する給付金は？
- ③ 育児休業中の給付金は？
- ④ 産休中、育休中の社会保険料は？
- ⑤ その他

育児休業 改正ポイント

- ① 子の看護休暇半日単位取得可
- ② 有期雇用者の取得条件変更
- ③ 『子』の定義の変更
- ④ 雇用管理上の措置

2017年1月1日 施行

育児休業 改正ポイント

- ① 子が2歳になるまで延長可
- ② 育児休業制度等の個別周知の努力義務
- ③ 育児目的休暇制度導入の努力義務

2017年10月1日 施行

介護休業 改正ポイント

- ① 分割取得可
- ② 有期雇用者の取得条件変更
- ③ 介護休暇 半日取得可
- ④ 所定労働時間の短縮措置等
- ⑤ 介護のための所定外労働の制限
- ⑥ 介護休業給付率変更 40% ⇒ 67%

2017年1月1日 施行

知っておきたい時間管理の基本

- ① 当直・宿直・日直・夜勤の違い
- ② オンコール

病院での『当直』 ≠ 労基法上の『宿直』

労基法上 『当直』という言葉はない

宿直 : 夜の泊りの勤務

日直 : 日曜日などの休日勤務

*いずれも待機業務で残業時間には含まれない

*通常業務は課せられずほとんど働かずに過ごす

*労基署の許可 宿直は週1回 日直は月1回が上限

宿日直の許可基準は？

- ① 常態としてほとんど労働する必要のない勤務
- ② 1日平均額の1 / 3以上の賃金
- ③ 宿直は週1回 日直は月1回を限度
- ④ 宿直は相当の睡眠設備の設置
- ⑤ 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のもの
- ⑥ 定時巡回、異常事態の報告等軽度又は短時間の業務
- ⑦ 十分睡眠がとれる

宿直中の患者さん対応

入院患者さんの容態急変、救急患者さんへの対応、出産など通常業務につく場合は、通常の業務時間に対して賃金（割増、深夜割増含む）を支払う必要あり

*夜間に十分な睡眠時間が確保できず、通常の業務に頻繁につく場合は許可が取り消される

夜 勤 と は

法定労働時間内の勤務であり、
働く時間が『夜』であるだけ

* 22 : 00 ~ 5 : 00 深夜割増あり

* 夜勤中の仮眠時間は労働時間？

夜間業務の手当算出方法 I

日勤 9時～18時（休憩1時間） 夜勤 20時～翌6時

20時以降は時間外割増 22時以降は深夜割増

* 仮眠時間は含む？

20時～22時	125%	（時間外25%）
22時～翌5時	150%	（時間外25%+深夜25%）
5時～6時	125%	（時間外25%）

夜間業務の手当算出方法Ⅱ

夜勤 18時～翌6時 (休憩24時から1時間)

22時以降は深夜割増 3時以降は時間外割増

22時～3時 125% (深夜25%)

3時～5時 150% (時間外25%+深夜25%)

5時～6時 125% (時間外25%)

オンコール

夜勤や当直とは異なり、病院で待機するのではなく、『自宅で待機』するもの

- * 法律上の規定があいまい
- * 待機時間は労働時間？
- * 手当は？

有給休暇

- ① 適正な日数の付与
- ② 時季指定権と時季変更権
- ③ 有給休暇取得の義務化？
- ④ 計画的付与
- ⑤ 有休の買い取りは適法？
- ⑥ 退職時の買い取りは適法？

その他Ⅰ 定年・継続雇用

- ① 役職定年
- ② 定年を機に給与減額
- ③ 定年後の継続雇用

その他Ⅱ 問題のある技師への対応

- ① 面談で具体的な『問題』を示す
 - i 能力不足
 - ii 人間関係
 - iii 個人的
- ② 具体的な『問題』の解決
- ③ 注意 ・ 指導 ・ 記録

指導書 (例)

対象 社員	氏名		社員番号	
	所属		役職	
指 導 事 案	①事案の発生年月日及び時間			
	②発生場所			
	③事案の内容（事実をできるだけ詳細に記載すること）			
指導内容（いつ、誰が、どのように対応したか）			指導に対する対象者の態度等	
上司 コメント				
人事部 コメント				

そ の 他 Ⅲ

- ① 適正な人員配置
- ② モチベーションアップ
- ③ ハラスメントのない職場
- ④ 問題は放置しない



ご清聴ありがとうございました

社会保険労務士法人やさか事務所
代表社員 池上 貴子